

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する平成 22 年度(判)第 19 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 54 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 12 月 6 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 14 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 10 月 4 日

金融庁長官 三 國 谷 勝 範

(参考)「審判手続開始決定書」の引用部分

○ 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法 178 条第 1 項第 14 号に該当

被審人は、東京証券取引所市場第二部に上場されている小池酸素工業株式会社の株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 20 年 12 月 18 日午後 2 時 46 分ころから平成 21 年 2 月 10 日午前 10 時 54 分ころまでの間、33 取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、株式会社 B 証券及び C 証券株式会社を介し、直前約定値より高値で、あるいは、成行で大量の買い注文を発注して約定させたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、別表「買付状況」欄記載の同株式合計 40 万 3000 株を買い付ける一方、同表「売付状況」欄記載の同株式合計 38 万 6000 株を売り付け、同株式の株価を 218 円から 260 円まで引き上げるなどし、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

○ 法令の適用

金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項、第 8 項、第 159 条第 2 項第 1 号、第 130 条、第 176 条第 2 項、金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号

○ 課徴金計算の基礎

(1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 38 万 6000 株であり、

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 40 万 3000 株に、同条第 8 項の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (219 円) で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 5 万 8000 株を加えた 46 万 1000 株である

ことから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (38 万 6000 株) に係るものについて、

自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(199 円 × 3,000 株 + 200 円 × 6,000 株 + 201 円 × 2,000 株

+ 202 円× 2,000 株 + 203 円× 4,000 株 + 204 円× 2,000 株
 + 205 円× 3,000 株 + 206 円×13,000 株 + 207 円×12,000 株
 + 208 円× 5,000 株 + 209 円× 6,000 株 + 210 円×10,000 株
 + 211 円× 6,000 株 + 212 円× 2,000 株 + 213 円× 2,000 株
 + 214 円× 4,000 株 + 215 円×12,000 株 + 216 円× 1,000 株
 + 217 円× 1,000 株 + 218 円×14,000 株 + 219 円× 6,000 株
 + 220 円× 5,000 株 + 221 円× 5,000 株 + 222 円×12,000 株
 + 223 円× 6,000 株 + 224 円×10,000 株 + 225 円× 1,000 株
 + 226 円× 1,000 株 + 227 円× 4,000 株 + 228 円× 2,000 株
 + 229 円× 6,000 株 + 230 円× 6,000 株 + 231 円×27,000 株
 + 232 円× 8,000 株 + 233 円× 8,000 株 + 234 円× 7,000 株
 + 235 円× 2,000 株 + 236 円× 5,000 株 + 237 円× 2,000 株
 + 238 円× 3,000 株 + 240 円×10,000 株 + 241 円× 2,000 株
 + 242 円×10,000 株 + 243 円× 1,000 株 + 244 円× 7,000 株
 + 245 円× 5,000 株 + 247 円× 2,000 株 + 248 円× 3,000 株
 + 249 円× 3,000 株 + 250 円×11,000 株 + 251 円×29,000 株
 + 252 円×22,000 株 + 253 円×38,000 株 + 254 円× 1,000 株
 + 255 円× 4,000 株 + 257 円× 1,000 株 + 258 円× 1,000 株)
 - (210 円× 1,000 株 + 213 円× 1,000 株 + 214 円× 6,000 株
 + 215 円× 8,000 株 + 216 円× 2,000 株 + 217 円× 3,000 株
 + 218 円× 7,000 株 + 219 円×65,000 株 + 220 円× 7,000 株
 + 221 円× 6,000 株 + 222 円× 4,000 株 + 223 円× 2,000 株
 + 224 円× 8,000 株 + 225 円×15,000 株 + 226 円× 6,000 株
 + 227 円× 7,000 株 + 228 円× 9,000 株 + 229 円×13,000 株
 + 230 円×17,000 株 + 231 円× 8,000 株 + 232 円× 6,000 株
 + 233 円× 9,000 株 + 234 円× 6,000 株 + 235 円× 5,000 株
 + 236 円× 8,000 株 + 237 円× 8,000 株 + 238 円× 4,000 株
 + 239 円× 3,000 株 + 240 円×12,000 株 + 241 円× 1,000 株
 + 242 円× 9,000 株 + 243 円× 8,000 株 + 244 円× 9,000 株
 + 245 円×12,000 株 + 246 円× 1,000 株 + 247 円× 2,000 株
 + 248 円× 1,000 株 + 249 円× 2,000 株 + 250 円×13,000 株
 + 251 円×15,000 株 + 252 円×17,000 株 + 253 円×15,000 株
 + 254 円× 6,000 株 + 255 円× 7,000 株 + 256 円× 7,000 株
 + 257 円× 2,000 株 + 258 円× 2,000 株 + 260 円× 1,000 株)

= -1,008,000 円

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（46 万 1000 株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（38 万 6000 株）を超えていることから、

当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（230 円）に当該超える数量（46 万 1000 株－38 万 6000 株＝7 万 5000 株）を乗じて得た額から、

当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

（230 円×7 万 5000 株）

$$\begin{aligned} & - (200 \text{ 円} \times 11,000 \text{ 株} + 201 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 202 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ & + 203 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 204 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 205 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} \\ & + 206 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 207 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株} + 208 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} \\ & + 209 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株} + 210 \text{ 円} \times 6,000 \text{ 株} + 211 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ & + 212 \text{ 円} \times 7,000 \text{ 株} + 213 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 214 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} \\ & + 215 \text{ 円} \times 9,000 \text{ 株} + 216 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 218 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} \\ & + 219 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 220 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 223 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) \\ & = 1,553,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額 545,000 円となる。

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

別表

番号	取引年月日	A名義の買付状況			A名義の売付状況		
		株式会社B証券を介した買付株数(株)	C証券株式会社を介した買付株数(株)	買付株数小計(株)	株式会社B証券を介した売付株数(株)	C証券株式会社を介した売付株数(株)	売付株数小計(株)
1	平成20年12月18日	19,000	—	19,000	5,000	—	5,000
2	平成20年12月19日	14,000	—	14,000	—	—	—
3	平成20年12月22日	7,000	—	7,000	—	—	—
4	平成20年12月24日	15,000	—	15,000	—	—	—
5	平成20年12月25日	18,000	—	18,000	10,000	—	10,000
6	平成20年12月26日	19,000	—	19,000	5,000	—	5,000
7	平成20年12月29日	13,000	—	13,000	10,000	—	10,000
8	平成20年12月30日	19,000	—	19,000	14,000	—	14,000
9	平成21年1月6日	11,000	—	11,000	18,000	—	18,000
10	平成21年1月7日	15,000	—	15,000	37,000	—	37,000
11	平成21年1月8日	27,000	—	27,000	20,000	—	20,000
12	平成21年1月9日	13,000	—	13,000	27,000	—	27,000
13	平成21年1月13日	7,000	—	7,000	3,000	—	3,000
14	平成21年1月14日	4,000	—	4,000	3,000	—	3,000
15	平成21年1月15日	3,000	7,000	10,000	3,000	—	3,000
16	平成21年1月16日	9,000	5,000	14,000	8,000	7,000	15,000
17	平成21年1月19日	4,000	6,000	10,000	9,000	4,000	13,000
18	平成21年1月20日	13,000	5,000	18,000	5,000	6,000	11,000
19	平成21年1月21日	15,000	4,000	19,000	21,000	6,000	27,000
20	平成21年1月22日	3,000	3,000	6,000	15,000	3,000	18,000
21	平成21年1月23日	7,000	7,000	14,000	9,000	4,000	13,000
22	平成21年1月26日	17,000	—	17,000	15,000	6,000	21,000
23	平成21年1月27日	7,000	5,000	12,000	7,000	—	7,000
24	平成21年1月28日	1,000	2,000	3,000	3,000	1,000	4,000
25	平成21年1月29日	20,000	—	20,000	29,000	4,000	33,000
26	平成21年1月30日	6,000	—	6,000	10,000	2,000	12,000
27	平成21年2月2日	6,000	—	6,000	—	—	—
28	平成21年2月3日	8,000	—	8,000	12,000	—	12,000
29	平成21年2月4日	1,000	1,000	2,000	7,000	1,000	8,000
30	平成21年2月5日	4,000	3,000	7,000	6,000	2,000	8,000
31	平成21年2月6日	10,000	1,000	11,000	5,000	1,000	6,000
32	平成21年2月9日	—	—	—	1,000	2,000	3,000
33	平成21年2月10日	13,000	6,000	19,000	16,000	4,000	20,000
	(小計)	348,000	55,000	—	333,000	53,000	—
		(買付株数合計)		403,000	(売付株数合計)		386,000